

○新得町不育症治療費助成制度について○

町では「不育症治療」を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の充実を図ることを目的に平成27年度から不育症治療費用助成を実施しています。平成29年4月1日から北海道での助成が開始となり、助成内容や条件を変更しましたのでお知らせします。

○不育症とは

妊娠をしても、流産や死産を繰り返すことを不育症といいます。一般的に2回連続した流産・死産があれば専門の医療機関を受診し、原因を調べていただくことをお勧めします。

●助成対象者（①～③すべてにあてはまるかた）

- ① 不育症の治療が行われた日及び申請を行う日に妻が町内に住所を有しているかた
- ② 申請を行う日において、夫婦共に町税を完納しているかた
- ③ 同一の治療に対して、他の市町村から同種の助成を受けていないかた

平成29年4月から夫婦の合計所得が730万円以上のかたも対象となりました。

●助成金額

- 1 上記①～③に該当し、夫婦の前年の合計所得が730万円未満で道の不育症治療費助成を申請したかた

※所得額は、総所得額から医療費控除などの諸控除を差し引いた後の額になります。
1～5月の申請は前々年の所得が対象となります。

北海道の不育症治療費助成事業を先に最寄りの十勝総合振興局（帯広保健所）に申請してください。（詳細は道ホームページをご参照ください）。道の助成額の確定後、町に申請してください。治療費用から道助成金を差し引いた額を20万円を限度として町から助成します。

※治療期間とは、不育症治療を開始した日から出産（流産及び死産含む）に伴い不育症治療が終了するまでの期間をいう。通院1回につきの助成額ではないのでご注意ください。

- 2 上記①～③に該当し、夫婦の前年の合計所得が730万円以上のかた

治療期間1回に要する費用のうち、10万円を限度として助成します。町に直接申請してください。

- 申請に必要な書類・流れ 別紙申請の流れをご覧ください。

～対象となる治療～

○不育症の因子を特定するための検査

子宮形態検査・染色体検査・内分泌検査・抗リン脂質抗体検査・凝固因子検査

○検査結果に基づく治療

手術療法・着床前診断・抗甲状腺薬・甲状腺ホルモン剤・インスリン

低用量アスピリン療法・ヘパリン療法・カウンセリング

- 助成回数 制限なし
- 助成対象年齢 制限なし

町への申請書等は、町ホームページからダウンロードできます。

(保健福祉課健康推進係 64-0533)

